山田晴通:ケーブルテレビ事業者によるコミュニティ放送事業の運営事例

2000 年代半ば以降、平成の大合併や東日本大震災を背景に、「防災」を梃子 として、コミュニティ放送への自治体の関与が拡大する傾向が目立っている。 これと軌を一にするように、新たな形態としてケーブルテレビ事業者が兼営す るコミュニティ放送事業が登場し、徐々に事例が積み上がり始めている。

本発表の時点で、ケーブルテレビ事業者が兼営するコミュニティ放送事業は 全国に9例あったが、ケーブルテレビ事業者がコミュニティ放送事業者を完全 子会社として傘下に置き、近く吸収合併が予定されていた1例を含め、10件す べてについて調査を行った(なお、コミュニティ放送事業者を別会社の傘下企 業としてもつケーブルテレビ事業者の例は、この他にもある)。本発表では、特 に加古川市、日向市、宇和島市、四日市市の事例について具体的に言及した。

コミュニティ放送の制度化の初期から、郵政省~総務省は「マスメディア集 中排除原則」を背景に、ケーブルテレビ事業者のコミュニティ放送事業への進 出には否定的だった。しかし、デジタル化を前提にした電波法、放送法の全面 改正への準備の中で、何らかの政策的変化があったと考えられる

実際にコミュニティ放送事業を兼営するケーブルテレビ事業者は、いずれも 経営は安定し、形式上は第三セクターであっても民間色が強い。また、ケーブ ルのエリアの方がコミュニティ放送よりも広いことが多い。コミュニティ放送 への取り組みのイニシアティブは、社内、行政からのいずれの例もあるが、社 内から主体的に取り組まれることがやや多い。

広告営業面におけるケーブルテレビ(コミュニティ・チャンネル)との連動 は、一部の事業者を除いて十分ではないが、自主番組の制作コストは、共通番 組の制作、スタッフの共有など、ケーブルとの兼営を活かす試みはいろいろあ る。また、コミュニティ放送に必要な資格(陸上無線技士)も、ケーブルの技 術者でカバーされている。

コミュニティ放送の兼営は、不採算部門の内制化であり、単純な損益計算と は別の次元での経営判断が働く。ケーブルテレビの事業規模は、コミュニティ 放送の数十倍から百倍以上であり、堅調なケーブルテレビ局にとっては、コミ ュニティ放送の損失も容認される余地がある。また、ケーブルテレビ事業者は、 既に自治体との緊密な関係があり、「防災」関連での連携も取りやすい。ケーブ ルテレビ事業者側でも、災害等の非常時に、耐災害性が高いコミュニティ放送 をもつことは顧客サービスにつながると認識されている。